

人材紹介に関する紹介手数料返戻金制度

人材紹介先を甲（以下甲という。）とし、当社を乙（以下乙という。）として、甲に行う人材の紹介に関しての紹介手数料返戻金制度を以下のとおりとする。

紹介手数料返戻期間は甲に入社した日より３ヶ月間内とする。

（甲の事由及び紹介人材の事由の場合）

第１条 乙が紹介した当該人材が、専ら甲の事由もしくは、専ら人材の事由より退職に至った場合、紹介手数料の返戻金額は、甲に入社した日より３ヶ月間内の退職した日までの日割計算とする。また、甲に返金する場合は、退職した日の翌月末日までに振込むものとする。
なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

（虚偽防止及び相互理解）

第２条 甲は、紹介した当該人材が、３ヶ月間内に退職に至った場合には、乙に対し退職したという事実を証明する書類の提示を行い、かつ、乙は当該人材が退職後、甲が再雇用していないという事実の確認を行うことができる。また、甲も乙に対し、乙が再び当該人材を派遣していないという事実の確認を行うことができる。なお、甲、乙とも事実確認ができる期間は、３ヶ月間内とする。

２．甲、乙が第１項の事実確認を行い、お互いに理解し承諾した上で、第１条の条文を適用するものとする。

（罰則）

第３条 乙が第２条の第１項の事実確認を行った結果、当該人材が、３ヶ月間内に退職後、甲が再雇用している事実が発覚した場合には、甲は紹介手数料の金額の倍額を乙の口座に即日振込むものとする。

しかし、乙が前金を收受している場合は、その前金を差し引いた残金を振込むものとする。また、甲が第２条の第１項の事実確認を行った結果、当該人材が３ヶ月間内に退職後、乙が再び派遣している事実が発覚した場合には、乙は紹介手数料の甲から收受した金額の倍額を甲の口座に即日振込みをする。

(誓約に定めのない事項及び誓約についての疑義)

第4条 甲及び乙は、この誓約に定めのない事項や解釈上の疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

人材九州株式会社